

岩手県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目149の5（国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
  - （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 上閉伊郡大槌町吉里吉里第14地割字大久保23の13から23の15まで・字天狗木49の13・49の17  
・吉里吉里三丁目149の9（以上6筆国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
  - （3） 解除の理由 指定理由の消滅